

# 平成18年度から実施 税制改正の概要

これからの少子高齢化社会では、これまでの世代間での税負担の格差を縮め、どの世代でも広く公平に、担税力に応じて負担を分かち合う税制が求められています。そのため、平成18年度から実施の税制改正では、老年者控除の廃止など、主に65歳以上の人に係る改正が行われました。

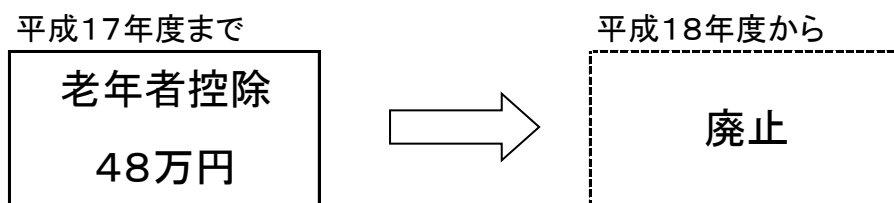
以下、改正の詳細についてご紹介します。

## 1 老年者控除の廃止

対象:65歳以上の人

所得控除の一つで、65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の場合に適用され、所得から48万円を差し引くことができましたが、平成18年度から廃止されます。

(地法34①七 314の2①七 削除)



## 2 65歳以上の人々の非課税措置の廃止

対象:65歳以上の人

これまで65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の場合は、住民税は非課税とされてきましたが、平成18年度から廃止されます。

ただし、経過措置として、平成17年1月1日に65歳に達していた人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下※の人は、税額を平成18年度は3分の2を、平成19年度は3分の1を減額する措置がとられます。

(地法24の5①二 295①二 地法改附2②～⑤ 6②～⑤)

※「前年の合計所得金額125万円以下」とは、年金収入のみの場合、年金収入が17年度は2,666,667円以下、18年度以降は2,450,000円以下の場合となります。(3 公的年金等控除額の見直しによる)

### ■昭和15年1月2日以前生まれで前年の合計所得金額125万円以下の人々の住民税

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
非課税	(所得割+均等割*) の3分の2を減額	(所得割+均等割*) の3分の1を減額	全額課税

\*均等割の減額に6 県民緑税は含まれません

## 3 公的年金等控除額の見直し

対象:65歳以上の人

「公的年金等控除額」とは、年金収入から差し引くことのできる金額で、差引後の金額が、「雑所得」となります。

$$\boxed{\text{公的年金等収入金額}} - \boxed{\text{公的年金等控除額}} = \boxed{\text{雑所得}}$$

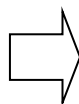
これまでは、この「公的年金等控除額」は、65歳以上の場合は、65歳未満の場合に比べ、上乘せされていましたが、上乘せ部分が下表のように見直しされます。

(所法35④ 租措法41の15の2)

### ■ 65歳以上の人の公的年金等控除額

平成17年度まで

公的年金等収入金額(A)	公的年金等控除額
260万円以下	140万円
260万円超 460万円以下	(A) × 25% + 75万円
460万円超 820万円以下	(A) × 15% + 121万円
820万円超	(A) × 5% + 203万円



平成18年度から

公的年金等収入金額(A)	公的年金等控除額
<b>330万円以下</b>	<b>120万円</b>
<b>330万円超 410万円以下</b>	(A) × 25% + <b>37万5千円</b>
<b>410万円超 770万円以下</b>	(A) × 15% + <b>78万5千円</b>
<b>770万円超</b>	(A) × 5% + <b>155万5千円</b>

※ **太字**が変更部分

■ 部分は65歳未満の場合と同じ

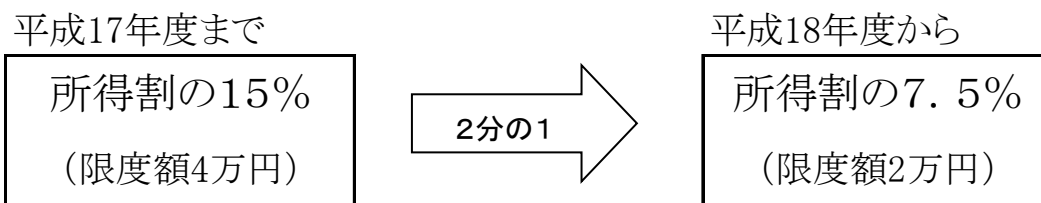
#### 改正のポイント

- ①控除額が65歳未満の場合と同じになった
- ②但し、最低控除額は65歳未満の場合の70万円に50万円を加算し、120万円となった

## 4 定率減税の額の引き下げ

対象: 所得割課税対象者

平成11年度から実施されてきた定率減税の額が引き下げられます。  
 住民税の所得割の金額から15%(限度額4万円)減額されていましたが、平成18年度からは7.5%(限度額2万円)に引き下げられます。(地法附40⑦)



## 5 妻の均等割非課税措置の廃止

対象:課税対象の妻

平成16年度まで、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市区町村に住所を有する者については、いくら所得を得ていても均等割は非課税とされていましたが、平成17年度から廃止されました。

経過措置として、平成17年度は均等割の半額が課税されていましたが、平成18年度からは全額が課税されます。(地法24の5④ 295④ 削除 地法改附3⑩ 9⑩)

### ■生計同一の妻の均等割

平成16年度まで	平成17年度	平成18年度から
非課税	半額 市:1,500円 県:500円	全額 市:3,000円 県:1,800円※

※うち800円は6 県民緑税

## 6 県民緑税の創設

対象:均等割課税対象者

兵庫県では、平成18年度から平成22年度の間、「緑の保全・再生に関する事業」を進めていくために、「県民緑税」を導入します。

県民税均等割の額に800円を超過して課税されます。(県民緑税条例)

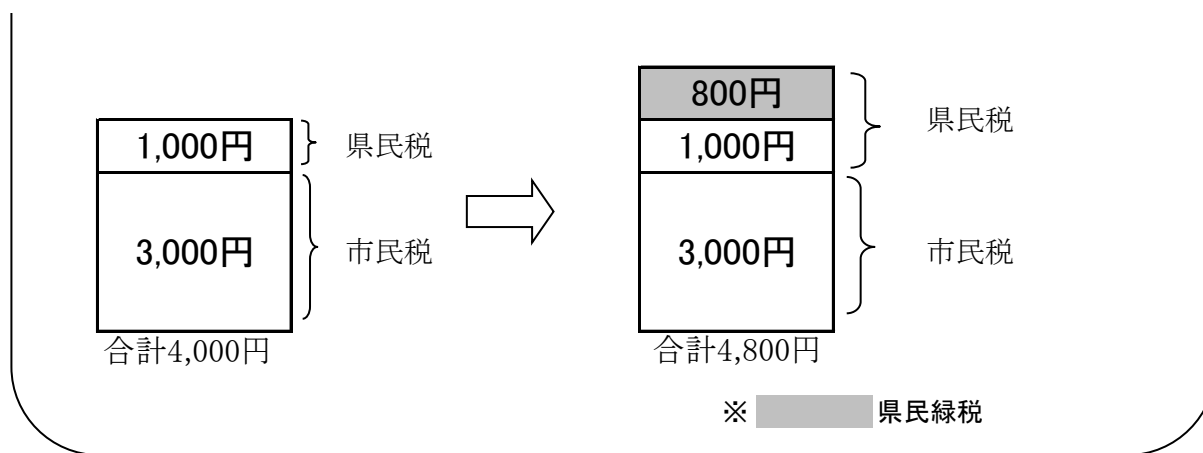
### ■「県民緑税」概要

課税方式	県民税均等割の超過課税
超過税率(年額)	800円
納税義務者	県内に住所を有する個人で均等割の納税義務を負う者
用途	森林整備及び都市の緑化に限る

【均等割額】

平成17年度

平成18年度～平成22年度



## 改正後の住民税計算事例

### 事例1 非課税から経過措置対象となる場合

Aさん68歳(昭和12年9月28日生まれ)  
 収入:年金収入 240万円  
 控除:妻(63歳)、社会保険料 24万円

		17年度	18年度	19年度	20年度
所得	年金収入①	240万円	240万円	18年度に同じ	18年度に同じ
	公的年金等控除額②	140万円	120万円		
	雑所得(①-②)A	100万円	120万円		
所得控除	社会保険料控除	24万円	24万円		
	配偶者控除	33万円	33万円		
	老年者控除	48万円	0円		
	基礎控除	33万円	33万円		
	所得控除合計B	138万円	90万円		
課税標準額(A-B)		0円	30万円		
<b>税額(年額)</b>		<b>0円</b>	<b>6,600円</b>	<b>12,500円</b>	<b>18,600円</b>
備考	65歳以上125万円以下非課税規定により非課税	(所得割+均等割)の3分の2を減額	(所得割+均等割)の3分の1を減額	全額課税	

### 事例2 非課税から全額課税となる場合

Bさん66歳(昭和14年8月10日生まれ)

収入:年金収入 260万円

控除:妻(65歳)、社会保険料 26万円

		17年度	18年度
所得	年金収入①	260万円	260万円
	公的年金等控除額②	140万円	<b>120万円</b>
	雑所得(①-②)A	120万円	<b>140万円</b>
所得控除	社会保険料控除	26万円	26万円
	配偶者控除	33万円	33万円
	老年者控除	48万円	<b>0円</b>
	基礎控除	33万円	33万円
	所得控除合計B	140万円	92万円
課税標準額(A-B)		0円	<b>48万円</b>
<b>税額(年額)</b>		<b>0円</b>	<b>27,000円</b>

解説

- ・公的年金等控除額の見直しにより17年度は合計所得が125万円以下のため非課税であったが18年度は125万円超となった
- ・125万円超となったため、経過措置対象から除かれるため、全額課税となる

**事例3** 課税されており、増額になる場合

Cさん70歳(昭和10年2月1日生まれ)

収入:年金収入 300万円

控除:妻(67歳)、社会保険料 30万円

		17年度	18年度
所得	年金収入①	300万円	300万円
	公的年金等控除額②	150万円	<b>120万円</b>
	雑所得(①-②)A	150万円	<b>180万円</b>
所得控除	社会保険料控除	30万円	30万円
	配偶者控除	33万円	33万円
	老年者控除	48万円	<b>0円</b>
	基礎控除	33万円	33万円
	所得控除合計B	144万円	96万円
課税標準額(A-B)		6万円	<b>84万円</b>
<b>税額(年額)</b>		<b>6,500円</b>	<b>43,600円</b>

解説

- ・公的年金等控除額の見直しにより雑所得が30万円増えた
- ・老年者控除の廃止により所得控除合計が48万円減った
- ・その結果、課税標準額が78万円増額となり、所得割が増えた
- ・また、県民緑税や定率減税引き下げも影響している

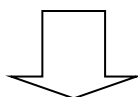
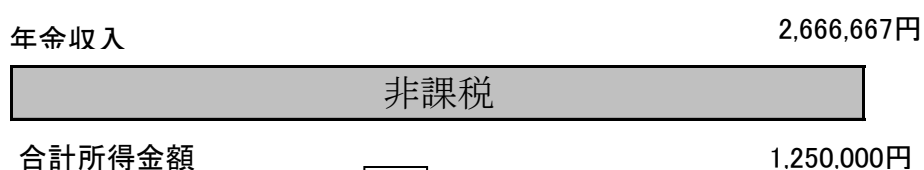
Q & A

**Q1** 私は現在68歳で年金所得者です。これまで住民税は課税されていなかった

たのですが、改正によって、18年度からは住民税が課税されるようになるのでしょうか。

- A1** 65歳以上で合計所得金額が125万円以下の非課税措置は廃止されますが、これまで非課税であった人すべてが課税になるわけではありません。一般の非課税規定がありますので、年金収入のみの場合、下の図の金額以下の年金収入であれば、これまで通り非課税となります。

●17年度まで



●18年度から



- Q2** 明石市だけが改正になるのですか。

- A2** 改正1・2・4・5は地方税法、3は所得税法が改正されたことによる変更ですので、明石市に限らず、全国の市区町村で同じ改正がされます。6の「県民緑税」は、兵庫県独自の課税となり、兵庫県内の市町では同じように課税されます。同様の税が導入されている県もいくつかあります。

- Q3** 65歳以上の人を対象とした改正が多いのはなぜですか。また、税額の負担も非常に重くなるように感じるのですが。

- A3** 今回の65歳以上の人を対象とした改正は、世代間での税負担の格差を縮めることが目的です。これまで、1～3の規定があったため、65歳以上の

人は、現役世代に比べ、優遇されていました。例えば、同じ収入金額があっても、65歳以上の年金所得者と30代の給与所得者では下表のような税額の差がありました。

●年間の住民税（どちらも**300万円**の収入があり、控除は配偶者控除と社会保険料30万円とする）  
 (改正前) (改正後)

30歳給与所得者	65歳年金所得者	⇒	30歳給与所得者	65歳年金所得者
44,800円	6,500円		49,200円	43,600円

今回、この格差を縮めるために改正が行われました。ただし、標準的な年金のみで暮らしている高齢者に配慮し、「公的年金等控除額」では65歳以上の人は最低控除額を120万円とするなど、優遇措置があります。

-----  
 [参考] ~住民税基礎知識~

〔住民税の課税されない人〕

下記のいずれかに該当する人は住民税が課税されません。

- 1 生活保護法による生活扶助を受けている人
- 2 障害者・未成年者・寡婦・寡夫に該当する人で前年の合計所得金額が125万円以下の人
- 3 前年の合計所得金額が下の表の金額以下の人

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人
課税されない所得金額 (前年の合計所得金額)	35万円	91万円	126万円	161万円	196万円

※5人以上は省略しています

〔住民税算出方法〕

$$\boxed{\text{所得}} - \boxed{\text{所得控除合計}} = \boxed{\text{課税標準額}}$$

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \text{税率} - \boxed{\text{定率減税}} = \boxed{\text{所得割}}$$

$$\boxed{\text{所得割}} + \boxed{\text{均等割}} = \text{住民税}$$

※分離課税の所得や配当所得などがある場合は別の計算方法になります